

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚した妻から、血縁関係のない子供の養育費を払う要求が来て…

42歳の男性。恥をさらすよう

で嫌なのですが、勇気を出して

お尋ねします。

私は大学時代に熱烈な恋愛をし、卒業後その相手と結婚をしました。就職先は希望通りの商社で、給料は普通よりずっと多いし、幸せな生活でした。女児がすぐにでき、4年後には待望の男児も生まれて、まさに順風満帆だったのです。

しかし数年後、ひょんなことから、長男の父親が私ではない、つまり妻が不倫をして出来た子だと分かってしまいました。妻も認めました。生まれるまでにはどちらが父親か分からなかつたが、生まれてすぐに分かつたそ

うです。

悩んだ挙げ句、妻とはもうやつてはいけない、別れようとうことになり、話し合つて協議離婚をしました。子供は2人と妻が引き取り、養育費については13歳の長女の分だけ月10万円を振り込むことで話がつきました。妻の親は郷里で手堅く商売をやっていて裕福であり、妻は子供を連れて実家に戻るといふことでした。

妻から慰謝料をもらえるのに

私が海外出張でよく家を留守にしている間、妻は学生時代から趣味のダンスにたまに行っていたのですが、そこで仲良くなった男性が相手だそうです。その後も関係がずっと続いているとのことでした。

ところが、それから2年後、妻が弁護士名で内容証明を送ってきたのです。15歳の長女ばかりか11歳の長男の分の養育費も私は支払う義務がある、その額は私の年収（税込）からすれば月24万円が相当だというのです。話し合いに応じなければ法的手段に訴えるとあるのですが、こんな理不尽な要求が許されよいものでしょうか？

A 法的には父親なので養育費の負担がありますが、妻が裕福であれば、負担しなくてよいとも考えられます。

さぞやお怒りのこととお察し致します。

結論から申し上げて、ご長男がご相談者の嫡出子であることをもはや否定する手段はありません。奥様が当初に打ち明けてくれていれば出来たのですが。子の地位を早期に確定するために民法は、妻が婚姻期間中に産んだ子の父親は夫と推定する規定を置いており、この推定は夫が子の出生を知つてから1年内に裁判を起こさない限り破ることができるのです。

つまり法的にはあくまで父親なので、たとえ血縁的には父親ではないにしても、20歳になるまでは養育費を負担すべきとなるのです。額については、互いの収入や子供の数・年齢に応じて、裁判所では細かい基準表を作っているので、その弁護士もおそらくはそれを見て金額を出してきたのでしょうか。

ただしあくまでその額は基準にすぎないうえ、妻が不倫をして産んだ子という特殊な事情があります。ですから、妻のほうで別に生活に困つておらず子供

2人の養育費も貯えるというのであれば負担しなくてよいとも考えられます。

この後のことですが、その旨の回答をしてもよいし、回答をせずに放つておいても構いません。いずれにしても、相手が養育費を今以上に欲しいというのであればご相談者の住所地の家

